

# 第13回柳川市景観審議会 会議録



福岡県柳川市  
建設部都市計画課

## 会 議 録

会議名称	第13回柳川市景観審議会
日 時	令和5年3月24日（金） 14時00分～15時15分
会 場	柳川市民文化会館 イベントホール
出席者	<p>【委員】柴田委員、田上委員、大森委員、古賀（善孝）委員、石橋委員、島田委員、佐々木委員（7名）</p> <p>【事務局】 建設部長 中村、都市計画課長 目野、 都市計画課長補佐 白谷、 都市計画課長補佐兼都市計画係長 梅崎、 都市計画係 堤、田中、</p>
欠席者	【委員】田中委員、山口委員、古賀（満）委員、高橋委員、中村委員（5名）
傍聴者	0名
議題等	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事 議案第1号 柳川市屋外広告物条例の規制内容（案）について ……資料1 ……資料2 ……資料3</p> <p>4 その他 ・今後のスケジュールについて ……資料4</p> <p>5 閉会</p>
会議資料	<p>資料1 柳川市屋外広告物条例ガイドライン（案）</p> <p>資料2 柳川市屋外広告物条例ガイドライン（案）に関するパブリック・コメントの実施結果</p> <p>資料3 条文比較検討資料</p> <p>資料4 今後のスケジュール（予定）</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>本日はご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の進行役を務めます、柳川市役所建設部都市計画課の目野と申します。よろしく願いいたします。ご案内の時間となりましたので、ただ今より、第13回柳川市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>まず、本日の配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【資料説明】</b></p>
事務局	<p>資料は以上になります。それでは、早速、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>次第の2「会長あいさつ」です。</p> <p>福岡大学工学部教授の柴田様、ご挨拶をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;"><b>【会長あいさつ】</b></p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>本日は、委員12名中、7名の委員にご出席いただいておりますので、定数であります「委員の半分以上」の出席に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、今回のような委員会につきましては、柳川市情報公開条例に基づきまして、公開していくこととなります。公開につきましては、市のホームページ等で会議の内容を公開することを予定しております。</p> <p>また、発言者の指名につきましては、議事録に表記させていただきたいと考えておりますので、発言される際には名前を述べられてから発言するようお願い申し上げます。</p> <p>議事録につきましては、作成後、各委員の皆様にご発言内容等の確認をさせていただきます。了承をいただいたのちに公表してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、傍聴についてですが、本日は傍聴者がいらっしゃらないようですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>それでは、施行規則におきまして、審議会の会議は会長が議長となりますので、これからの進行につきましては、柴田会長をお願いいたします。</p>

柴田会長	承りました。それでは、議事を進めてまいります。 議案第 1 号「柳川市屋外広告物条例の規制内容（案）について」事務局のほうから説明をお願いします。
事務局	柳川市都市計画課の田中と申します。柳川市屋外広告物条例の規制内容（案）について、説明いたします。 前回の審議会では、11月時点での規制内容（案）の事前説明をさせていただきました。前回の審議会以降、前回の意見を踏まえた検討や、パブリック・コメントを実施しましたので、今日は、資料1のガイドライン（案）について、前回からの主な変更点などを説明させていただきます。また、資料3はガイドライン（案）の内容を実現するにあたって、条文を検討した資料になります。ベースになっている県条例と比較しておりますので、条文ベースでも県条例からの変更点をご確認いただき、答申に向けたご審議をお願いしたいと考えております。よろしくお願い致します。
<b>【資料説明】</b>	
柴田会長	ありがとうございました。丁寧にご説明いただきまして、加えて、大変煩雑な作業だったと思いますので、その点、事務局に感謝申し上げたいと思います。ただ今ご説明いただいた内容につきましてご意見、ご質問いかがでしょうか。
佐々木委員	2つあるんですが、まず、資料3の3ページ、文化財保護法、条例で、市長が指定する範囲内、史跡名勝天然記念物とあるが、具体的にはどういったものを想定しているのかですね、お願いします。
事務局	文化財の指定地だけではなく、指定地の周辺含めて指定できるよう規定しているものですが、現時点で、具体的な例は想定しておりません。
佐々木委員	想定しうるものは、柳川市内には存在しないというふうに理解してよろしいですか。
事務局	文化財の指定状況についてですが、まず、文化財保護法の関係で、法109条第1項に該当する史跡名勝天然記念物には、御花や水郷柳河が該当します。次に、福岡県文化財保護条例について、県指定有形文化財の建造物に旧戸島家住宅が該当します。その他、県指定記念物には、北原白秋生家、安東省菴の墓、中山の大藤などがあります。最後に、柳川市文化財保護条例に関するものでは、市指定有形文化財の建造物として、三島神社石造鳥居や他多数ございます。その他、市指定記念物として、柳川城本丸跡などが指定されております。
佐々木委員	こういう条項を盛り込むということは、当然、そういうものを、その周辺を含めて良好な景観を保つために、広告塔もそれなりに禁止をしていくという目的で盛り込まれていると思うので、具体的に条例が公布されて、その段階

	<p>でその都度されていくのか、どの程度まで規制していくのかは非常に微妙な世界でもありますし、地域住民や事業者にも色んな意見があると思いますので、その辺の方向性はある程度しっかり考えておかないと、ただ条文だけあっても結局死に体になるということになりかねないと思います。</p>
柴田会長	<p>つまり、今後の運用上、これは市長が必要だと認めて規制していくべきだと言うことが可能になるためのものということですよ。</p>
事務局	<p>先ほど佐々木委員もおっしゃったように、周辺住民の方々から、そういった動きがあれば、この条項により、その範囲内を指定していきたいというものです。</p>
柴田会長	<p>佐々木委員、もう1つの質問をどうぞ。</p>
佐々木委員	<p>資料3の12ページの許可の表示について、市条例施行前なので、現段階では全ての対象広告物に対しては、許可証が貼ってあると理解してよろしいですか。</p>
事務局	<p>許可証の交付自体は行っておりますが、許可証の表示自体は広告物の表示者に義務があるというような運用になっておりますので、全ての対象広告物に貼られているかという確認までは行っていないという状況です。</p>
佐々木委員	<p>市の条例では規定しないというのは、県の条例で網がかかっている、県は許可証を貼りなさい、市は貼らなくていいということになるが、その辺の取り扱いはどうなっているのか。</p>
事務局	<p>制限の内容は条例によるところとされておりますので、市の条例の中で、市の裁量の範囲内にある事項となっております。</p>
柴田会長	<p>市が優先ということですか。</p>
事務局	<p>許可証のことも含めて、条例の中で定めることができるとなっておりますので、許可の表示を定めないこともできるということです。</p>
柴田会長	<p>今のご質問は、県の方が貼りなさいというと現場が混乱するのではという趣旨もあるかと思いますが、そうですか。</p>
佐々木委員	<p>はい。</p>
柴田会長	<p>それについての配慮など、どのように考えていますか。</p>
事務局	<p>許可証の目的については、先ほどご説明したとおり事故の防止にあるものと理解しておりますので、市条例では、証票の交付ではなく、そもそも未申請の広告物をなくしていくことに力を入れることで、市内に掲出されている許</p>

	可申請が必要な広告物は、許可を受けており、点検済みで安全なものという状況をつくり出す方に力を入れていきたいと考えております。
佐々木委員	許可証を貼ることで、違反広告物の抑止力にはなると思います。貼っていないものは違反広告物となり、一目瞭然に分かる。そういう効果があるということと、それと点検をこまめにやっていくということですが、誰が、いつ、どの頻度でやるのか、市の公共施設の小学校の遊具でも、毎日職員がいるが、腐食して鉄のポールが倒れたとか、そういうことが事実おこるので、運用面でしっかりやっていただきたい。許可の表示については、よく検討された方が良いでしょう。
柴田会長	許可証は貼ってあるメリットと、逆にそれが、非常に有形無実なところもあるわけですね。配られているのに貼らない業者もいたり、貼っていても外れたりとか。その辺の、運用上の方針をもう一度しっかりご検討いただいて、ということですかね。その他、いかがでしょうか。
大森委員	今まで県条例で運用されていて、今度、市の屋外広告物条例ができた場合は、全く県の条例は関わらなくて市の条例だけでいくのか、あるいは先ほどの許可証の例ですけど、市条例で定めていないことは県条例でもっていくということなのか、二重にかかってくるのか、全く今後、県の条例には及ばないことになるのか、もし漏れているような場合は県条例でやれるものなのか。景観計画は全く外れますよね。屋外広告物もそうなのでしょうか。
事務局	資料3の1ページをご覧ください。目次のところ、県条例の第2章から第4章までは市条例で定めることができるようになっておりますので、市条例制定後は県条例の第2章から第4章までの規定は適用されないということになります。なので、第5章の屋外広告物の登録は引き続き、県条例により運用されて、その他は市条例ということになってきますので、内容の重複は起こらないような形になっております。
大森委員	では、先ほどの許可証の件はどうなるのですか。
事務局	許可証については、県条例第2章広告物等の制限のうちの1つとなっております。なので、市の裁量の範囲内の項目になりますので、今回は廃止する方向でご提案させていただいております。
大森委員	では、今後、柳川市では貼らなくてよくなるんですか。
事務局	もう一度検討させていただきますが、廃止の方向で整理をさせていただければと考えております。
柴田会長	優良物件であっても貼っていないものもありますよね。会長としてより一委員としての意見になりますが、かなりこれから、景観計画もスタートしますし、屋外広告物の条例ができるとまた仕事も増えてきますので、できる

だけ担当者の方がアップアップになる状況を避けて、無駄とまでは言いませんができるだけ簡素に、上手く、有効な運営ができることは、できるだけ柳川市独自でやっていく方が、作業倒れみたいなことにならないような努力も必要だと思いますので、その辺も含めて進めていただければと思います。その他、いかがでしょうか。

田上委員 大変詳細に検討されていて結構だと思いますが、佐々木委員と大森先生と同じになりますが、許可の表示について廃止は結構だと思うんですが、例えば、リストというか、台帳を閲覧できたりとか、法令に抵触するかはわかりませんが、そういったことは可能でしょうか。許可の表示に代えて、許可を受けたそれぞれの物件の所在地などを、台帳のようなもので公開、閲覧できるのであればと思いますが、そのあたりの考えをお聞きかせください。

事務局 許可証の廃止にあたって、市でパトロールの強化、安全確認をしていくにあたって台帳の整備は行うことにしておりましたが、公表というところまでは想定しておりませんでした。

田上委員 許可申請があつて、許可されたものでも公開はされないですか。

大森委員 許可されたものがホームページなどで確認できると、安心すると思います。

事務局 事業者や個人の申請になり、個人情報も含まれてくるとおられますので、内容を公表して良いものなのか、整理、検討をさせていただきます。

柴田会長 悩ましいところですね。リストの公開をしてやるのか、シールを徹底してやるのかという違いになってくる感じがします。違反している広告物があるときに気付ける仕組みがあると良いと思いますが、難しいですね。その他、いかがでしょうか。

石橋委員 資料3の19ページ、罰則の規定について、県条例と同じという説明がありましたが、実際にこういった罰則があつて、適用された事例があれば教えていただきたい。

事務局 今までに柳川市では事例がなく、県内でも適用した事例はないと聞いております。

柴田会長 その他、いかがでしょうか。

佐々木委員 この場合は景観審議会ですから、景観の観点からお話ししないといけないと思いますが、実際に市民生活と申しますか、柳川市に住む人、柳川市に来た人、日々歩いて街路とか色んなところに広告があります。意外と市民の皆さんからあの看板がとか、あれが危ないとか、あの表示はちょっととか、色んなご意見をよくいただくんですね。その点で先ほど個人情報の話もありましたけど、ひとつアイデアとして、地域の方々に、景観上良好な広告を認知、認識

	<p>していただくこと。4、5年前に特定空き家を、法律ができたことに伴って、行政区長さんに空き家の調査をしてもらったことがありました。地域住民の方々と管理や点検について連携ができると、より、広告、景観に対して認識が高まると思います。</p>
事務局	<p>今回、柳川市で屋外広告物条例を制定するにあたって、課題の1つに周知もありまして、委員もおっしゃられたように、地域の方たちがそういった目線で見えていただけるような取り組みになれば、広告物だけでなく、景観計画、景観条例にも関係してくることですので、そのあたりは今回の意見も賜ったところで検討させていただきたいと思います。</p>
柴田会長	<p>是非、よろしく願いいたします。やはり、重要なのは市民の目というか、チェックですよね。その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【一同 了承】</b></p> <p>はい、ありがとうございました。それでは、議案第1号については以上といたします。</p> <p>では、続いて次第の4「その他」の今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;"><b>【資料説明】</b></p>
柴田会長	<p>ありがとうございました。景観審議会としては悲願の屋外広告物条例で、ようやくここまで来ましたので、恙なく進めていただければと思います。これに関して、ご意見、ご質問いかがでしょうか。</p>
大森委員	<p>水郷柳川の景観計画だけでなく、屋外広告物条例もついに誕生するかと思うと大変嬉しく思います。周知については事業者向けにということで、もちろん看板業者にも必要だと思いますが、是非、医師会向けにも行っていただきたいと思います。違反と知らずに掲出していることもあるような気がしますので、医療関係者や福祉関係者の方にも周知をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>はい。</p>
柴田会長	<p>その他、よろしいでしょうか。それでは、本日の議題は全て終了となりましたので、進行を事務局へお返しいたします。</p>
事務局	<p>柴田会長ありがとうございました。 委員の皆様におかれましては長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。以上を持ちまして第13回柳川市景観審議会を終わらせていただきます。本日は誠にありがとうございました。</p>